

年少者および未成年者、昼間学生等の管理規程

株式会社エイペックスは法令に基づいた年少者や未成年者、昼間学生等の管理を行います。また弊社の人権基本指針に基づき「児童労働」を禁止し、年少者、未成年者などの人権を保護致します。

記

1. 児童労働・強制労働防止および禁止

「児童労働」「強制労働」を認めません。弊社では、これまで児童労働・強制労働は発生していません。今後も児童労働・強制労働が発生しないよう、各事業所において各国の法令遵守を徹底するとともに、定期的なモニタリングを実施していきます。また、万一、違反のおそれが発見された場合に通報可能な窓口を設置しています。

2. 児童および18歳未満(年少者)、未成年の労働者の保護

児童(満15歳に達した日以後最初の3月31日が終了するまでの者)、年少者(満18歳に満たない者)、未成年者(満20歳に満たない者)の労働者に適用される全ての法令を遵守する。
(深夜業の制限、危険有害業務の制限、坑内労働の禁止、児童労働の禁止、その他法令で定められた内容の遵守)

3. 就業条件の明示等

年少者、未成年者へも一般労働者と同じ様に賃金、労働時間、その他労働条件を明示します。また賃金支払いの原則通りに支払いを行い、労働時間、休憩時間、休日は労働基準法に基づいた運用を行うこと。

年少者については時間外及び休日労働を禁止で運用すること。

4. 年齢証明書の備え付けおよび年齢確認

全ての労働者の年齢確認を行い、児童労働が発生しない様に努めること。
また年少者や未成年者については年齢証明書を事業場に備え付けること。

5. 深夜業の制限

年少者について午後10時から翌日午前5時の就業は禁止とする事。

6. 安全衛生

雇い入れ時に安全衛生教育を行い、年少者については危険有害業務と坑内労働を禁止する事。

7. 未成年者の労働契約締結の保護

未成年者であっても労働契約は本人と締結し、親や後見人が代わって契約締結する事を禁止する。

8. 昼間学生等の取り扱いについて

学校教育法上の生徒を昼間学生とし、雇用保険の適用除外とする事。

通信教育課程や夜間部へ通う学生について条件を満たす者については雇用保険の被保険者とする。

昼間学生については学業を主体とする為、学校の出席の優先、学業の優先を基本として労働時間や休日就労日数や就業時間などを考慮する事。

作業教育において学生向けの教育項目も設ける事

労働者の所属する学校から情報開示請求があった場合は適切な情報の提供に努める。

2021年1月制定
株式会社エイペックス
代表取締役 西郡 正三
滋賀県近江八幡市西庄町724-1
ウエストウイング 2F